

保険金・給付金をもれなくご請求いただくために

ご請求に際して、ほかにも保険金・給付金のお支払いができる可能性がありますので、もれなくご請求いただくために、以下の場合についてご留意ください。

(注) お支払いの条件については、ご契約の時期・内容によって異なります。
詳細については、必ず「保険証券」、「ご契約のしおりー約款」などでご確認ください。

保険金・給付金をご請求いただく場合

● 複数のご契約に加入されている場合

- 当社の複数の契約に加入している
- 契約者は異なるが、ほかに被保険者となっている契約がある

複数のご契約に加入されていませんか。ご契約内容によっては、お支払いの対象となる場合があります。ほかにご加入いただいているご契約の保障内容の確認をお願いします。

- ご家族を保障の対象とする特約を付加している

ご契約に、ご家族を保障の対象とする特約を付加されていませんか。それらの特約からも保険金・給付金をお支払いできる場合があります。

- ファミリー保障特約(「妻子型」「妻型」「子型」があります。)
- ファミリー保障特約2007(「配偶者子型」「配偶者型」「子型」があります。)
- 配偶者保障特約2011 など

死亡保険金をご請求いただく場合

● お亡くなりになる前に入院されていた場合

- 入院治療中に病院でお亡くなりになった
- 被保険者に意思能力がなかった等の理由で請求していない給付金等がある

ご契約に、入院・手術等をされた場合にご請求の対象となる特約を付加されていませんか。それらの特約からも給付金をお支払いできる場合があります。

- 疾病入院特約、災害入院特約、成人病入院特約、ガン入院特約、女性疾病入院特約、総合入院特約2007、総合入院特約2011、総合医療特約2014、総合医療特約016 など

入院給付金をご請求いただく場合

● ご病気や事故により所定の要介護状態になられた場合

【要介護状態の例】

- 1人で歩けなくなった
- 1人で着替えや入浴ができなくなった

ご契約に、入院・手術給付金以外に、所定の要介護状態になられた場合にご請求の対象となる特約を付加されていませんか。それらの特約からも保険金・給付金等をお支払いできる場合や、保険料の払込みが不要となる場合があります。

- 介護保障特約2007A・B、新介護保障定期保険特約、介護保障定期保険特約 など
- 保険料払込免除特約、保険料払込免除特約2007 など

入院給付金をご請求いただく場合

■ 病気が原因の場合

● 病気が所定の3大疾病であった場合

- ガン
- 急性心筋梗塞^{こうそく}
- 脳卒中

ご契約に、入院・手術給付金以外に、所定の3大疾病になられた場合にご請求の対象となる特約を付加されていませんか。それらの特約からも保険金・給付金等をお支払いできる場合や、保険料の払込みが不要となる場合があります。

- 特定疾病保障特約2007A・B、新特定疾病保障定期保険特約 など
- 保険料払込免除特約、保険料払込免除特約2007 など

※ P.12～P.14をご確認ください。

● 病気を原因として、所定の身体障がい状態になられた場合

【障がい状態の例】

- 永続的な人工透析を受けられている場合
- 病気を原因として、1下肢を足関節^{*}以上で失った場合

ご契約に、入院・手術給付金以外に、病気を原因として所定の身体障がい状態になられた場合にご請求の対象となる特約を付加されていませんか。それらの特約からも保険金・給付金等をお支払いできる場合や、保険料の払込みが不要となる場合があります。

- 総合障害保障特約2007A・B・C、総合障害生活保障特約2007A・B、災害疾病障害保障特約2007A・B、疾病障害保障定期保険特約 など
- 保険料払込免除特約、保険料払込免除特約2007 など

※ P.15をご確認ください。

※ 足関節については、P.11をご確認ください。

● 病気や不慮の事故のために特定の臓器について摘出・移植を受けられた場合

【対象となる臓器】

- 心臓 ● 肺 ● 脾臓^{ひぞう} ● 肝臓
- 腎臓および副腎
- 小腸(回腸(虫垂を除く)または空腸に限る)
- 大腸(結腸または直腸に限る)
- 胃 ● 胆嚢^{たんのう} ● 膀胱^{ぼうこう} ● 膵臓^{すいぞう}

ご契約に、左記の特定臓器について、切断もしくは切除して摘出・移植等の所定の手術を受けられた場合にご請求の対象となる特約を付加されていませんか。以下の特約からも給付金をお支払いできる場合があります。

- 特定臓器治療特約2007、特定臓器治療特約016

● 病気や不慮の事故により、先進医療による療養を受けられた場合

- 厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられた場合

ご契約に、病気や不慮の事故により、厚生労働大臣の定める先進医療による療養を受けられた場合にご請求の対象となる特約を付加されていませんか。以下の特約からも給付金をお支払いできる場合があります。

- 先進医療特約2011、先進医療サポート特約2014、先進医療サポート特約016

※ P.36をご確認ください。

■不慮の事故が原因の場合

- 不慮の事故を原因として、所定の身体障がい状態になられた場合

【所定の身体障がい状態の例】

不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内に次の状態に該当する場合

- 片方の眼の視力を全く永久に失った
- 両手指の用を全く永久に失った
- 片方の腕を手関節※以上で失った
- 片方の足を足関節※以上で失ったなど

※ P.17、P.35をご確認ください。

※手関節、足関節については、P.11をご確認ください。

ご契約に、入院・手術給付金以外に、不慮の事故を原因として所定の身体障がい状態になられた場合にご請求の対象となる特約を付加されていませんか。

それらの特約からも保険金・給付金等をお支払いできる場合があります。

■総合障害保障特約2007A・B・C、総合障害生活保障特約2007A・B、災害疾病障害保障特約2007A・B、傷害特約2007 など

余命6カ月以内と判断された場合

【例】

- ガンに罹患^{りかん}し、余命が6カ月以内と判断された場合

※ P.9をご確認ください。

ご契約にリビング・ニーズ特約を付加されていませんか。

被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に、死亡保険金の一部もしくは全部をお支払いできる場合があります。

■リビング・ニーズ特約

契約日が平成21年4月1日以前のお客さま

ケガや病気で入院し、退院後に通院された場合

- 災害入院給付金、または疾病入院給付金の支払われる入院をされ、退院後に通院された

※ P.33をご確認ください。

ご契約に、所定の通院をされた場合にご請求の対象となる特約を付加されていませんか。

それらの特約からも給付金をお支払いできる場合があります。

■通院給付特約、通院給付特約2007 など

契約日が平成21年4月2日以降の場合

ケガや病気で入院し、退院された場合

- 災害入院給付金、または疾病入院給付金の支払われる入院をされ、生存退院をされた

※ P.32をご確認ください。

ご契約に、生存して退院をされた場合にご請求の対象となる特約を付加されていませんか。

それらの特約からも給付金をお支払いできる場合があります。

■退院給付特約2009 など

不慮の事故により所定の特定損傷に対して治療を受けられた場合

- 骨折
- 関節脱臼
- 腱^{けん}の断裂
- 靱帯^{じんたい}の断裂 (注)

※ P.34をご確認ください。

ご契約に、入院・手術給付金以外に、不慮の事故を原因として所定の特定損傷の治療をされた場合にご請求の対象となる特約を付加されていませんか。

それらの特約からも給付金をお支払いできる場合があります。

■特定損傷特約、特定損傷特約2007、特定損傷特約016 など

(注)「靱帯^{じんたい}の断裂」については、特定損傷特約2007、こども特定損傷特約2007、特定損傷特約016を付加されている場合のみ、お支払いの対象となります。